

八王子市立保育園指定管理者候補者の選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 八王子市立保育園の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、選考の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(選考の実施)

第2条 選考は、次に掲げる区分に分けて実施する。

(1)公募による選考

(2)特命(更新制度)による選考

(選考の原則)

第3条 公募による選考は、八王子市保育園条例(昭和25年市条例第6号。以下「条例」という。)第14条及び八王子市立保育園指定管理者募集要項に掲げる選考基準に基づき、一次選考及び二次選考により実施し、指定管理者候補者を決定する。

2 特命(更新制度)による選考は、更新の意思を示した事業者が優良事業者であることを、所管部として決定したうえで、条例第14条及び八王子市立保育園指定管理者申請要項に掲げる選考基準に基づき、一次選考及び二次選考により実施し、指定管理者候補者を決定する。

3 前項の優良事業者の判定は、現協定に基づく指定管理業務の履行状況に係るモニタリング結果、利用者調査結果及び第三者評価結果を総合的に勘案して決定する。

4 市は、二次選考において「八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議(以下、「評価会議」という。)開催要綱」に基づく評価会議を開催し、参加者から意見を聴取する。

5 市は、二次選考において一次選考合格事業者にプレゼンテーションを実施させる。

(一次選考)

第4条 市は、別表1「資格審査表」及び別表2「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格及び提出書類について審査する。

2 提出書類の審査

(1)応募事業者が3者以下の場合又は特命による選考の場合

市は、申請資格について審査のうえ、申請資格を満たす事業者の提出書類について、申請条件及び事業計画の適法性等について審査する。

(2)応募事業者が3者を超える場合

市は、応募資格について審査のうえ、応募資格を満たす事業者の提出書類について 3 で規定する一次選考委員に評価を行わせ、上位 3 者を選定することができる。また、市は、必要と認められる場合に対象事業者に出席を求め、提出書類についてヒアリングを実施し内容の確認を行うことができる。

(3) 提案額が予定価格(指定管理料上限額)を上回る場合

事業者の指定管理料提案額が募集要項又は申請要項で規定する指定管理料上限額を上回る場合は、二次選考に進めないこととする。

3 一次選考委員は次の者で構成する。

(1) 子ども家庭部長

(2) 子ども家庭部子どもの教育・保育推進課長

(3) その他子ども家庭部長が指定する子ども家庭部内課長

4 市は、一次選考結果を速やかに全ての申請事業者に通知する。

(二次選考)

第 5 条 評価会議の参加者は、一次選考合格事業者の提出書類及びプレゼンテーションについて、市が定める評価項目を踏まえ評価する。

2 市は、評価会議の意見を聴取したうえで、評価項目に基づき評価し、全ての評価項目において 6 割以上の評価を獲得した者を二次選考合格事業者として決定する。

3 公募による選考の場合、市は、評価会議の意見を聴取したうえで、内容評価(「団体の能力評価」及び「提案事業評価」と価格評価を合わせて実施し、評価点に合計が最も高い事業者を指定管理者候補者として決定する。

4 特命(更新制度)による選考の場合、二次選考合格事業者を指定管理者候補者として決定する。

5 市は、最終選考結果を速やかに全ての対象事業者に通知する。

(その他)

第 6 条 その他選考に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

2. この要綱は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

資 格 審 査 表

事業者名 _____

1 資格の審査

審 査 項 目	点検欄
八王子市内に事務所又は事業所を置く法人又はその他の団体	
現に八王子市内で認可保育所、認定こども園、認証保育所等を設置運営し、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たす者	
運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正である者(直近3年間の会計年度で3年連続して損失を計上していないこと。また、直近2年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。)	
運営する施設が、指導検査(立入調査)において過去3年間(令和4年～令和6年度)に文書指摘がない、又は指摘があった場合は適正に改善がなされている者	
次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。	
地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者(地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触する者)	
市から指名停止措置を受けている者	
市民税、法人税、消費税等を滞納している者	
会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人	
地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当する者 ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(市が資本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人)を除く	
事業者又はその役員等を含め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者	

2 書類の審査

審 査 項 目			点検欄
八王子市立保育園指定管理者指定申請書			
事業計画書			
定款又は寄附行為		最新のもの	
法人登記事項証明書		3か月以内のもの	
役員名簿		現在のもの	
表明・確約書			
財務状況・経営状況に 関する書類	法人の決算報告書	過去3年間の事業年度の決算 に係るもの	
現に行っている業務の概要を示す書類		法人調書	
		法人概要書類	
納税証明書	法人税、消費税等	3か月以内のもの	
	法人市民税		
	固定資産税・都市計画税		
印鑑証明書			
指導検査結果			

3 予定価格(指定管理料上限額)の審査

審 査 項 目	点検欄
指定管理料上限額の範囲内	

事業者名 _____

事業計画書記載事項点検表

審査項目※		点検欄
1	市立保育園の運営に対する法人の考え	
2	保育方針、保育計画、保育内容	
3	特別な支援・配慮を要する子どもに対する考え方・取組	
4	職員の配置計画	
5	職員確保、定着率向上に向けた取組	
6	職員の人材育成体制	
7	給食の取組	
8	児童の健康管理・衛生管理	
9	危機管理体制	
10	家庭とのかかわり	
11	要望・苦情に対する対応	
12	虐待の防止及び早期発見等	
13	業務評価とサービス向上に向けた取組	
14	個人情報の取扱い	
15	地域の子育て支援、地域との交流	
16	関係機関との連携	
17	業務引継ぎ	
18	市の施策に対する協力や経費節減に対する考え	
19	収支予算書	
20	共同保育・共同調理による引継ぎ経費見積書	

※特命(更新制度)による選考の場合、17 及び 20 は省略する。